

## 【研究論文】

## 歴史研究の進展と高校日本史教科書の記述

— 鉄砲伝来、「惣無事令」、江戸時代の天皇・朝廷を事例に —

若松正志

## 要 旨

この論稿は、歴史研究の進展による、高校日本史教科書の記述の在り方とその変化について調査・考察したものである。具体的には、16世紀半ばの日本への鉄砲伝来、豊臣秀吉が戦国武将などの戦いを禁じた「惣無事令」、そして江戸時代の天皇・朝廷を取り上げた。

最初に、第二次世界大戦後から現在までの高校「日本史」の教科書としての変遷と教科書についてまとめた。そのうえで、上記3つの内容に即して、歴史研究の展開と高校日本史教科書の記述とその変化について説明し、考察した。そして、高校日本史教科書の記述は、歴史研究の進展、学習指導要領の改訂、教科書検定、そして教科書執筆者の理解によって違いや変化が現れると考えた。

## はじめに

教科書の内容が、昔と今で大きく違うことは、しばしば指摘されている<sup>1)</sup>。その理由として、浮世博史氏は、①完全に歴史的事実の誤りが判明したための削除・変更（例：旧石器捏造事件）、②「表記の原則」の変更（例：「元寇」を「蒙古襲来」に変更）、③「あいまいさ」の排除（例：源頼朝像などの肖像画のさしかえ）、④人物中心史観からの脱却（個人よりも社会を重視）をあげている<sup>2)</sup>。

ここで取り上げる、鉄砲伝来、豊臣秀吉の「惣無事令」、江戸時代の天皇・朝廷は、上記①の旧石器捏造事件ほど極端ではないにせよ、研究の進展によって、歴史的な事実の理解や評価に変更が生じ、教科書の記述にも変化が見られるものである。その具体的な在り方を紹介し、その背景を考察することが、この論稿の目的である。

## 1 戦後の高校「日本史」と教科書

最初に、高校日本史教科書の記述について検討する前提として、表1を中心に、戦後の教科書としての高校「日本史」及び日本史の教科書について説明する。表1の主な典拠資料は、戦後

表1：学習指導要領の変遷

1947 昭和22	<p>学習指導要領 一般編（試案）、同 社会科編（I）（試案）、同II（第7～10学年）（試案） 同 東洋史編（試案）、同 人文地理編I（試案）、同 西洋史編（試案）など</p> <p>新制高等学校の教科課程に関する件 高1、必修 社会175時間（5単位） 高2・高3、選択 東洋史、西洋史、人文地理、時事問題 各175時間（5単位）</p>
1948 昭和23	<p>新制高等学校教科課程の改正について 高1、必修 一般社会175時間（5単位） 高2・高3、必修 国史、世界史、人文地理、時事問題 各175時間（5単位）</p>
1951 昭和26 第1次改訂	<p>中学校・高等学校学習指導要領 社会科編I 中等社会科とその指導法（試案）改訂版 中学校・高等学校学習指導要領 社会科編II 一般社会科（中学校1年～高等学校1年，中学校日本史を含む）（試案）改訂版 中学校・高等学校学習指導要領 社会科編III (a)日本史 (b)世界史（試案）改訂版 <a href="https://erid.nier.go.jp/files/COFS/s26jhs3/chap1.htm">https://erid.nier.go.jp/files/COFS/s26jhs3/chap1.htm</a> 日本史における時代概念としては、「原始社会」・「古代社会」・「封建社会」・「近代社会」の4類に分けて理解するのが便宜であろう。</p>
1955 昭和30	<p>（中学校学習指導要領 社会科編 改訂版）</p>
1956 昭和31 第2次改訂	<p>高等学校学習指導要領 一般編改訂版 社会、日本史、世界史、人文地理 各3単位（105時間）または5単位（175時間） 社会を含め3科目（必修・選択必修） 高等学校学習指導要領 一般編（昭和31年12月再訂版） 社会は科目構成・時間・選択必修など同じ 高等学校学習指導要領 社会科編 31年度改訂版 <a href="https://erid.nier.go.jp/files/COFS/s31hs/index.htm">https://erid.nier.go.jp/files/COFS/s31hs/index.htm</a> 日本史 (1)原始の社会、(2)大和國家の成立、(3)律令國家の展開、(4)平安貴族の政治と武士の発生、(5)鎌倉政権の成立、(6)荘園の崩壊と大名領國制の成立、(7)封建制度の完成と鎖國、(8)封建制度の崩壊、(9)明治維新と憲法の制定、(10)近代國家への成長、(11)二つの大戦と日本、(12)第二次世界大戦後の世界と日本</p>
1957 昭和32	<p>高等学校学習指導要領 一般編改訂版（昭和32年12月再訂版） 社会は科目構成・時間・選択必修など同じ</p>
1958 昭和33	<p>高等学校学習指導要領 一般編改訂版（昭和33年4月再訂版） 社会は科目構成・時間・選択必修など同じ</p>
1958 昭和33	<p>（中学校学習指導要領）</p>
1960 昭和35 第3次改訂	<p>高等学校学習指導要領 <a href="https://erid.nier.go.jp/files/COFS/s35h/index.htm">https://erid.nier.go.jp/files/COFS/s35h/index.htm</a> 社会 ア「倫理・社会」2単位、イ「政治・経済」2単位、ウ「日本史」3単位、エ「世界史A」3単位または「世界史B」4単位、オ「地理A」3単位または「地理B」4単位。 社会のうちア・イ（必修）を含めて4科目選択必修。力できれば「倫理・社会」または「政治・経済」のいずれかに1単位を加えて履修させることが望ましい。 日本史 文化に注目 1 目標 (1)日本史の発展に関する基本的事項の理解を系統的に深め、特に日本の文化が、政治や社会・経済の動きとどのような関連をもちながら形成され、発展してきたかについて考察させ、現代社会の歴史的背景をはあくさせ、民主的な社会の発展に寄与する態度とそれに必要な能力を養う。(2)～(6)略 2 内容 (1)日本文化の黎明、(2)古代國家の形成と大陸文化の摂取、(3)貴族の政治と文化、(4)武家社会の形成と文化の動向、(5)武家社会の展開と文化の普及、(6)封建社会の確立文化の興隆、(7)封建社会の動揺と文化の成熟、(8)近代國家の成立と近代文化の発達、(9)國際情勢の推移と日本、(10)現代の日本と世界</p>
1969 昭和44	<p>（中学校学習指導要領（昭和47年4月施行））</p>
1970 昭和45 第4次改訂	<p>高等学校学習指導要領（昭和48年4月施行） <a href="https://erid.nier.go.jp/files/COFS/s45h/index.htm">https://erid.nier.go.jp/files/COFS/s45h/index.htm</a> 社会 「倫理・社会」2単位、「政治・経済」2単位、「日本史」3単位、「世界史」3単位、「地理A」3単位、「地理B」3単位。 社会のうち「倫理・社会」および「政治・経済」の2科目は必修、「日本史」、「世界史」および「地理A」または「地理B」のうち2科目選択。 日本史 文化にさらに注目、古代・中世・近世・近代の語を使用 1 目標 (1)わが国の歴史を広い視野に立って正しく理解させ、特に、日本の文化を時代的背景や歴史の流れと関連させながら総合的に考察させることによって、現代日本の形成の歴史的過程を把握させ、国民としての自覚を深め、民主的な国家・社会の発展に寄与する態度と能力を養う。(2)～(5)略 2 内容 (1)日本文化の黎明、(2)古代文化の形成と展開、(3)中世文化の形成と展開、(4)近世文化の形成と展開、(5)近代國家の成立と近代文化の発達、(6)國際情勢の推移と日本、(7)現代の世界と日本</p>

表1 (つづき)

1977 昭和52	(中学校学習指導要領 (昭和56年4月施行))
1978 昭和53 第5次改訂	<p>高等学校学習指導要領 (昭和57年4月施行)</p> <p><a href="https://erid.nier.go.jp/files/COFS/s53h/index.htm">https://erid.nier.go.jp/files/COFS/s53h/index.htm</a></p> <p>社会 現代社会4単位 (必修)、日本史4単位、世界史4単位、地理4単位、倫理2単位、政治・経済2単位は選択</p> <p>日本史</p> <p>1 目標 我が国の歴史における文化の形成と展開を、広い視野に立って考察させることによって、歴史的思考力を培い、現代日本の形成の歴史的過程と自国の文化の特色を把握させて、国民としての自覚を深める。</p> <p>2 内容 (1)日本文化の黎明、(2)大陸文化の摂取と文化の国風化、(3)武家文化の形成と庶民文化の萌芽、(4)幕藩体制下の文化の動向、(5)近代文化の形成と発展、(6)現代社会と文化の創造、(7)地域社会の歴史と文化</p>
1989 平成元	(中学校学習指導要領 (平成5年4月施行))
1989 平成元 第6次改訂	<p>高等学校学習指導要領 (平成6年4月施行)</p> <p><a href="https://erid.nier.go.jp/files/COFS/h01h/index.htm">https://erid.nier.go.jp/files/COFS/h01h/index.htm</a></p> <p>社会が地理歴史と公民に分かれる。 地理歴史は、世界史A、世界史B、日本史A、日本史B、地理A、地理B (いずれもAが2単位、Bが4単位) 世界史Aまたは世界史Bが選択必修。日本史A、同B、地理A、同Bから1科目選択必修。 公民は 現代社会4単位 または 倫理 (2単位)・政治経済 (2単位)</p> <p>日本史B 文化 (+世界史的視野)</p> <p>1 目標 我が国の歴史の展開を、世界史的視野に立って総合的に理解させ、我が国の文化と伝統の特色についての認識を深めさせることによって、歴史的思考力を培い、国民としての自覚と国際社会に生きる日本人としての資質を養う。</p> <p>2 内容 (1)日本文化の黎明、(2)古代国家と古代文化の形成、(3)中世社会の成立と文化の展開、(4)幕藩体制の推移と文化の動向、(5)近代日本の形成とアジア、(6)両世界大戦と日本、(7)現代の世界と日本、(8)地域社会の歴史と文化</p>
1998 平成10	(中学校学習指導要領 (平成14年4月施行))
1998 平成10 第7次改訂	<p>高等学校学習指導要領 (平成15年4月施行)</p> <p><a href="https://erid.nier.go.jp/files/COFS/h10h/index.htm">https://erid.nier.go.jp/files/COFS/h10h/index.htm</a></p> <p>地理歴史、公民の科目構成は同じ。現代社会が4単位から2単位に。</p> <p>日本史B</p> <p>1 目標 我が国の歴史の展開を、世界史的視野に立って総合的に考察させ、我が国の文化と伝統の特色についての認識を深めさせることによって、歴史的思考力を培い、国民としての自覚と国際社会に主体的に生きる日本人としての資質を養う。</p> <p>2 内容 (1)歴史の考察、(2)原始・古代の社会・文化と東アジア、(3)中世の社会・文化と東アジア、(4)近世の社会・文化と国際関係、(5)近代日本の形成とアジア、(6)両世界大戦期の日本と世界、(7)第二次世界大戦後の日本と世界</p>
2003 平成15	(中学校学習指導要領 (平成15年12月改正))
	<p>高等学校学習指導要領 (平成15年12月改正)</p> <p><a href="https://erid.nier.go.jp/files/COFS/h15h/index.htm">https://erid.nier.go.jp/files/COFS/h15h/index.htm</a></p> <p>地理歴史、公民の科目構成などは前と同じ。日本史Bの目標、内容も同じ</p>
2007 平成19	(中学校学習指導要領 (平成20年3月告示))
2008 平成20 第8次改訂	<p>高等学校学習指導要領 (平成21年3月告示)</p> <p><a href="https://erid.nier.go.jp/files/COFS/h20h/index.htm">https://erid.nier.go.jp/files/COFS/h20h/index.htm</a></p> <p>地理歴史、公民の科目構成などは前と同じ。</p> <p>日本史B 資料、地理・世界史との関連に言及。社会や文化より日本</p> <p>1 目標 我が国の歴史の展開を諸資料に基づき地理的条件や世界の歴史と関連付けて総合的に考察させ、我が国の伝統と文化の特色についての認識を深めさせることによって、歴史的思考力を培い、国際社会に主体的に生きる日本国民としての自覚と資質を養う。</p> <p>2 内容 (1)原始・古代の日本と東アジア、(2)中世の日本と東アジア、(3)近世の日本と世界関係、(4)近代日本の形成と世界、(5)両世界大戦期の日本と世界、(6)現代の日本と世界</p>

表1 (つづき)

2016 平成28	(中学校学習指導要領 (平成29年3月告示))
2017 平成29	高等学校学習指導要領 (平成30年3月告示)
第9次改訂	<a href="https://erid.nier.go.jp/files/COFS/h30h/index.htm">https://erid.nier.go.jp/files/COFS/h30h/index.htm</a> 地理歴史、公民の科目が再編 歴史総合 (2単位必修)、日本史探究・世界史探究 (ともに3単位選択) 地理総合 (2単位必修)、地理探究 (3単位選択) 公共 (2単位必修)、倫理、政治・経済 (ともに2単位選択)  日本史探究 (見方・考え方、課題の追究、主体的な態度) 1 目標 社会的事象の歴史的な見方・考え方を働かせ、課題を追究したり解決したりする活動を通して、広い視野に立ち、グローバル化する国際社会に主体的に生きる平和で民主的な国家及び社会の有為な形成者に必要な公民としての資質・能力を次のとおり育成することを目指す。 (1)～(3)は略 2 内容 A 原始・古代の日本と東アジア、B 中世の日本と世界、C 近世の日本と世界、D 近現代の地域・日本と世界

備考1：本表の左の西暦・和暦年は年度である (平成元年3月告示の第6次改訂は特別)。

備考2：本表の作成にあたって、参考にした主な資料は次のとおりである。

国立教育政策研究所のホームページの学習指導要領の一覧 (<https://erid.nier.go.jp/guideline.html>)  
 加藤西郷・吉岡真佐樹編著『社会・地歴・公民科教育論』(高菅出版、2002年)の第1章2「高校地歴科の理念と内容の変遷」(本條治夫氏(地理)・岸本実氏(歴史)執筆)及び同年表・資料(加藤西郷氏作成)

の学習指導要領<sup>3)</sup>、教科書図書館の「教科書目録情報データベース」及び同館所蔵の教科書と資料<sup>4)</sup>、加藤西郷・吉岡真佐樹編著『社会・地歴・公民科教育論』の第1章2「高校地歴科の理念と内容の変遷」(地理の部分は本條治夫氏、歴史の部分は岸本実氏が執筆)、同年表・資料(加藤西郷氏作成)である。

戦後の日本の教育は、戦前・戦中の国家主義的教育の反省にたって行われた。修身・日本歴史・地理の停止、教科書・指導書没収が行われ、昭和22年(1947)には、新しい学習指導要領の試案が作成された。その試案では、高校1年で「総合社会科(のち一般社会科)」を175時間・5単位の必修科目とし、高校2年・3年で「東洋史」・「西洋史」・「人文地理」・「時事問題」の4つを各175時間・5単位の選択科目としていた<sup>5)</sup>が、その後、昭和26年(1951)の改訂(第1次改訂)により、高校1年の「一般社会科」5単位必修はそのままで、高校2年・3年の科目については、「東洋史」と「西洋史」を統合し「世界史」とし、「国史」(のち「日本史」)を新設し、「人文地理」と「時事問題」とともに4つを必修とした(各175時間・5単位)<sup>6)</sup>。この時の「日本史」の時代概念(構成)は、「原始社会」・「古代社会」・「封建社会」・「近代社会」となっており、「社会」がキーワードであること、現在一般的な「中世」・「近世」という時代区分はなく「封建社会」と一括されている点が注目される。

教科書については、昭和24年(1949)から小学校・中学校・高校で文部省検定済みの教科書が使用されるようになった<sup>7)</sup>。戦後の最も古い高校「日本史」の教科書として確認できるものは、昭和25年(1950)度から使われた教育図書「日本の歴史」(教科書記号・番号：高社1012)、次が昭和27年度から使われた7冊(教科書記号・番号：高社1115(平安文庫)・高社1116(山川出版社)・高社1117(柳原書店)・高社1119(実業之日本社)・高社1122(清水書院)、高社

1126 (好学社) 高社1127 (同)) (番号がとんでいるのは、「世界史」・「人文地理」・「時事問題」などの教科書があるため) のようである<sup>8)</sup>。

そして、学習指導要領の第2次改訂 (高校については昭和31年 (1956) 発行。学年進行で実施) によって、高校社会科は、従来の「一般社会科」が「時事問題」を統合した「社会」となり (105時間で3単位ないし175時間で5単位。どちらかの必修)、さらに「日本史」・「世界史」・「人文地理」からの2科目を選択必修 (同じくそれぞれ105時間で3単位ないし175時間で5単位) となった。配当年度は4科目とも1～3年次であった<sup>9)</sup>。この時の「日本史」の構成は前より細くなり (4から12へ)、中世後期を「荘園の崩壊と大名領国制の成立」、近世前期を「封建制度の完成と鎖国」、近世後期を「封建制度の崩壊」と、研究動向を反映し「社会体制」に注目したものになっている。

続く学習指導要領第3次改訂 (高校については昭和35年 (1960) 告示・昭和37年 (1962) 度より学年進行で実施) では、「社会」がア「倫理・社会」 (2単位) とイ「政治・経済」 (2単位) に分かれ、ウ「日本史」 (3単位)、エ「世界史」が「世界史A」 (3単位) と「世界史B」 (4単位) に、オ「人文地理」が「地理A」 (3単位) と「地理B」 (4単位) に分かれ、ア～ウの3科目は必修、エ・オについてはともにそれぞれA・Bどちらかの選択必修となった<sup>10)</sup>。「日本史」の構成は、中世後期が「武家社会の展開と文化の普及」、近世前期が「封建社会の確立と文化の興隆」、近世後期が「封建制の動揺と文化の成熟」というように、「社会」とともに「文化」にも注目するようになった。なお、この頃の教科書記号は、ア「倫社」、イ「政経」、ウ「日史」、エ「世史」、オ「地理」 (この他に地図がある) となっている<sup>11)</sup>。

次の学習指導要領の第4次改訂 (高校については昭和45年 (1970) 告示。昭和48年 (1973) 度より学年進行で実施) では、科目については、「世界史」のA・Bがなくなり、「地理B」が3単位になったくらいで大きな変化はないが、「日本史」の構成では「文化」がより強調されるようになったこと、「古代」・「中世」・「近世」・「近代」・「現代」などの表記が使われるようになったことが注目される<sup>12)</sup>。続く第5次改訂 (高校については昭和53年 (1978) 告示。昭和57年 (1982) 度より学年進行で実施) では、高校1年の必修科目として「現代社会」 (4単位) が新設され、他は「日本史」・「世界史」・「地理」が3単位科目に、「倫理」と「政治・経済」が2単位科目となった<sup>13)</sup>。なお、「日本史」の構成については、さらに「文化」を中心に構成されている。

そして第6次改訂 (高校については平成元年 (1989) 告示。平成6年 (1994) 度より学年進行で実施) では、高校の社会科が地理歴史科と公民科の2つに大別され (教員免許状も同様になる)、地理歴史科では「世界史」が必修 (近現代史中心の「世界史A」 (2単位) または古代から近現代を扱う「世界史B」 (4単位) のいずれかを履修)、近現代史中心の「日本史A」 (2単位)、古代から近現代を扱う「日本史B」 (4単位)、系統地理の「地理A」 (2単位)、地誌中心の「地理B」 (4単位) から1科目 (以上) を選択必修に、公民科では、「現代社会」 (4単位)、「倫理」 (2単位)、「政治・経済」 (2単位) のうち4単位の必修となった<sup>14)</sup>。「日本史B」

では、「文化」も重視しつつ、「古代国家」・「中世社会」・「幕藩体制」・「近代日本」など、時代を大きくとらえ全体を特徴づける表記がなされている。そして教科書記号については、平成5年（1993）度検定から、「日A」（日本史A）・「日B」（日本史B）、「世A」（世界史A）、「世B」（世界史B）、「理A」（地理A）、「理B」（地理B）、「現社」（現代社会）、「倫理」（倫理）、「政経」（政治・経済）となった<sup>15)</sup>。第7次改訂（高校については平成11年（1999）告示。平成15（2003）年度より学年進行で実施）は「ゆとり」教育・「生きる力」の育成が提唱され、高校社会科では「現代社会」が2単位科目となった以外に大きな変化はなく、「日本史B」では、国際化の進展という状況を踏まえ「国際関係」を意識した構成となっている<sup>16)</sup>。第8次改訂（高校については平成21年（2009）告示。平成25年（2013）度より学年進行で実施。一部先行実施）も高校社会科に大きな変更はなく、「日本史B」で「国際関係」を意識した構成となっている点も同じである<sup>17)</sup>。

そして最新の改訂が、第9次改訂（高校については平成30年（2018）告示。令和4年（2022）度より学年進行で実施）である<sup>18)</sup>。この改訂で、高校社会科の科目構成が大きく変わった。地理歴史科では、近現代の日本史・世界史を統合した「歴史総合」（2単位必修）、そのうえに「日本史探究」・「世界史探究」（ともに3単位選択）、「地理総合」（2単位必修）、そのうえに「地理探究」（3単位選択）、公民科では、「公共」（2単位必修）、そのうえに「倫理」・「政治・経済」（ともに2単位選択）が設置された。これに合わせて、「歴史総合」（教科書記号は「歴総」）、「日本史探究」（同「日探」）、「世界史探究」（同「世探」）、「地理総合」（同「地総」）、「地理探究」（同「地探」）、「公共」（同「公共」）、「倫理」（同「倫理」）、「政治・経済」（同「政経」）の教科書が新たに作られ、令和4年（2022）度・5年（2023）度から使用されている。

以上、戦後の教科としての高校「日本史」の変遷について、学習指導要領に示されている構成（目次）にも注目して見てきたが、あらためて教科書について述べておく。

戦後の高校日本史教科書も、他の教科と同じように、学習指導要領を踏まえ、教科書会社が大学の教員や学校現場の教員に執筆を依頼し、教科書が作成（編集）され、文部（科学）省の教科書検定にかけられ、それに合格したものが教科書採択の対象になる。現在の「歴史総合」・「日本史探究」、以前の「日本史B」で山川出版社のシェアが大きいことは割と知られていると思うが、戦後の高校日本史教科書の点数（種類）を調べてみると、変動がある。各年度のそれを知るためには、前述の教科書図書館の「教科書目録情報データベース」を使えば詳細がわかるが、ここでは全国歴史教育研究協議会編『日本史用語集』（山川出版社）をもとに、数字をあげることにする。同書は、日本史の人物名や歴史用語が、その時点で使用されている教科書のいくつに出てくるかが記されており、受験勉強でもよく使われるものだが、ここから高校日本史教科書の発行点数（種類）を紹介する（表2）。

表2からは、「日本史A」と「日本史B」に分かれる前は13～20点、分かれてからはBが19から8へと減少、Aは4から7へと増加しており、合計では分かれた後、少し増加し、近年は

表2：全国歴史教育研究協議会編『日本史用語集』（山川出版社）に見る高校日本史教科書の発行点数

教科書使用年度	(1965)	(1968)	(1975)	(1983)	(1988)	1994	(1999)	2003	2008	2014	2018	2023
発行点数	20点	20点	13点	15点	19点	B19点 A4点	B19点 A7点	B11点 A7点	B11点 A7点	B8点 A7点	B8点 A7点	探究7点 (歴史総合8点)
合計	20点	20点	13点	15点	19点	23点	26点	18点	18点	15点	15点	(15点)
所有本の発行年	1966	1971	1980	1987	1992	1995	2002	2006	2009	2014	2018	2023

備考：( )は現行と書いているところからの推定。(1999)は「1994.4」と明らかに誤っているので、発行年から推定した。

減少していることがわかる。なお、最新の教科書は、「歴史総合」が8点、「日本史探究」が7点である。

## 2 鉄砲伝来

### (1) 鉄砲伝来に関する研究の展開<sup>19)</sup>

16世紀半ばの鉄砲伝来については、同時期のキリスト教伝来とともに、日本とヨーロッパの直接的な出会いとして（しかしそれは、直接的には「鎖国」につながる）、また戦国時代から天下統一につながる武器の登場として（こちらは徳川の「平和」につながる）、早くから注目されてきた。

鉄砲伝来の日本側の基本資料は、南浦文之（玄昌）「鉄砲記」である。ここには、天文12年（1543年）にポルトガル人の乗った船が種子島に漂着し、その船に五峰という倭寇のボス王直が乗っていたことなどが記されていた。これに対して、ヨーロッパの資料のなかには、アントーニオ＝ガルパンの『諸国新旧発見記』など、ポルトガル人の日本初来を1542年としているものがある。「鉄砲記」の成立は、慶長11年（1606）と、鉄砲伝来から約60年後のことであり、その信頼性に若干の疑義もあったが、おおむね内容的に信頼できるとされてきた。

この鉄砲伝来については、戦前から研究があったが、第二次世界大戦後は武器や軍事に関する研究は避けられた感があり（一部マニアックな研究があるが）、研究成果がまとまって出てくるのは1990年頃からである。具体的には、宇田川武久『鉄砲伝来－兵器が語る近世の誕生－』、洞富雄『鉄砲－伝来とその影響－』、葉山禎作「鉄砲の伝来とその波紋」などになる<sup>20)</sup>。宇田川氏は、文献史料のみならず、鉄砲そのものの調査・比較に基づき、火縄を挟む火挾の形状がヨーロッパの銃とは異なり、むしろ東南アジアの銃に近いことから、ポルトガル人がヨーロッパの銃を日本に伝えたのではなく、インドネシアなど東南アジアで調達した銃を日本に伝えたことを明らかにした（近年、宇田川氏は、『砲術書』に注目し、別の視角から鉄砲伝来について考察している<sup>21)</sup>。この成果は、16世紀における日本とヨーロッパとの出会いを考える際に（東）アジアを間に置いて考えるべきだとした朝尾直弘氏の提言<sup>22)</sup>とも重なり、倭寇の位置づけも含め、大いに注目された。その後、村井章介氏が、中国の資料も含めた分析を行い、倭寇以外のルートによる鉄砲伝来の可能性を指摘するとともに、1542年説を主張した<sup>23)</sup>。清水紘一氏は

表3：高等学校「日本史B」の教科書の鉄砲伝来の記述

教科書番号・教科書名	教科書会社	発行年	ページ	本文	註(*)	年	人	船	年表
1 日B309 詳説日本史 日本史B 改訂版	山川出版社	2018	157	1543(天文12)年にポルトガル人を乗せた中国人倭寇の船が、九州南方の種子島に漂着した*。これが日本にきた最初のヨーロッパ人である。島主の種子島時尙は、彼らのもっていた鉄砲を買い求め、家臣にその使用法と製造法を学ばせた。	1542(天文11)年とする説もある	本文:1543(天文12)年 註:1542(天文11)年とする説もある	ポルトガル人	中国人倭寇の船	1543年
2 日B315 新日本史 日本史B 改訂版	山川出版社	2018	142・143	鉄砲を伝えたと言われるポルトガル人は、おそらく1542(天文11)年、ジャム(タイ)から中国人密貿易商の王直の船に乗って種子島に着いたものとみられる*。	1606(慶長11)年に種子島氏の依頼でまとめられた『鉄炮記』に拠って、これを1543(天文12)年のこととする説もある。	本文:おそらく1542(天文11)年 註:(根拠資料に言及)1543(天文12)年のこととする説もある	ポルトガル人	中国人密貿易商の王直の船	1543年
3 日B314 高校日本史 日本史B 改訂版	山川出版社	2018	132・133	1543(天文12)年ころ、九州南方の種子島に、ポルトガル人をのせた中国船が漂着した。このとき、島主の種子島時尙は、彼らのもっていた鉄砲を買い求め、家臣にその使用法と製造法を学ばせた。		本文:1543(天文12)年ころ	ポルトガル人	中国船	1543年
4 日B312 日本史B 新訂版	実教出版	2018	141	1543(天文12)年、ポルトガル人をのせた中国船が、南西諸島の種子島に漂着し、ヨーロッパ人による日本進出が始まった。領主の種子島時尙は、ポルトガル人のもつ鉄砲を買い求め、家臣らにその製法を学ばせた。		本文:1543(天文12)年	ポルトガル人	中国船	1543年
5 日B311 高校日本史B 新訂版	実教出版	2018	102	(コラム)1543(天文12)年、南九州の種子島に大きな中国船が漂着した*。中国人で倭寇のリーダー、王直の船である。領主の種子島時尙は、船にのっていたポルトガル商人から高価な鉄砲(火縄銃)を手に入れ、家臣にその使用法と製造法を学ばせた。	鉄砲伝来の年代については、文之玄昌『鉄炮記』には1543年とあるが、ポルトガル人アントーニオ＝ガルバン『諸国新旧発見記』は1542年としている。現存する初期の鉄砲は東南アジアのものとしており、倭寇を通じて、種子島以外のルートでも鉄砲が伝来していた可能性が高い。	本文:1543(天文12)年 註:(根拠資料に言及)1543年説と1542年説をあげる	ポルトガル人	中国船	1543年
6 日B310 新選日本史B	東京書籍	2018	104・105	1543(天文12)年、ポルトガル人を乗せて中国の寧波に向かう中国船が、種子島に漂着した。領主の種子島時尙は、ポルトガル人のもっていた鉄砲2挺を購入し、家臣にその使用法と製造法を学ばせた。		本文:1543(天文12)年	ポルトガル人	中国船	1543年
7 日B313 高等学校日本史B 新訂版	清水書院	2018	96	1542年、種子島に中国船が漂着*し、領主種子島時尙は、乗船していたポルトガル人から2挺の鉄砲を購入し、家臣にその用法と製法を学ばせた。	1543年との説もある。この船の船長は密貿易家で倭寇の頭領王直(?~1559)。彼は通訳(筆談)も務めた。	本文:1542(天文11)年 註:1543年との説もある	ポルトガル人	中国船	1542年
8 日B302 最新日本史 日本史B	明成社	2014	120・121	天文12年(1543)、ポルトガル人を乗せた明の密貿易船が種子島に漂着した。その時、かれらから鉄砲を入手した領主の種子島時尙は、その製造法を家臣に学ばせた。		本文:天文12年(1543)	ポルトガル人	明の密貿易船	1543年

日欧資料を駆使した研究を行い、1542年説を述べた<sup>24)</sup>。一方、中島楽章氏はアジアに目を向けた研究を進めた結果、1543年説を主張している<sup>25)</sup>。また、伊川健二氏は鉄砲伝来に関する日本・アジア・ヨーロッパ諸資料の系譜を整理・追究した<sup>26)</sup>。このように全体として研究は深まっているが、論争もあり、いまだに統一した見解には至っていない<sup>27)</sup>。

## (2) 鉄砲伝来に関する高校日本史教科書の記述

この鉄砲伝来を含む16世紀半ばのヨーロッパとの出会いについて、「日本史B」の教科書では、山川出版社の『新日本史 改訂版』(教科書記号・番号:日B315)が中世の終わりのところに記している。ヨーロッパと勢力と日本の出会いを中世の終わりのところに記す教科書は、これまでもいくつか見られた<sup>28)</sup>が、最新の「日本史探究」の教科書は7点すべて、近世の最初に記している。その理由は、今回の学習指導要領が割と細かい指示をしていて、近世の最初にこ

表4：高等学校「日本史探究」の教科書の鉄砲伝来の記述

教科書番号・教科書名	教科書会社	発行年	ページ	本文	註(*)	年	人	船	年表
1 日探705 詳説日本史	山川出版社	2023	139	1543(天文12)年*、中国人密貿易商人の有力者王直の船に乗ったポルトガル人が大隅の種子島に来航し、鉄砲をもたらした。島主の種子島時堯は家臣に鉄砲の使用法と製造法を学ばせ、鉄砲製造の技術は和泉の堺や近江の国友など各地に広まった。戦国大名のあいだに鉄砲は急速に普及し、足軽隊の編成など軍隊・戦術のあり方や城の構造にも変化をもたらした。	1542(天文11)年とする説もある。	本文:1543(天文12)年 註:1542(天文11)年とする説もある	ポルトガル人	中国人密貿易商人の有力者王直の船	1543年
2 日探706 高校日本史	山川出版社	2023	109	そして1543(天文12)年*、中国商人の船に乗ったポルトガル人が九州南方の種子島に来航し、鉄砲をもたらした。鉄砲は堺などで製造が始まり、戦国大名のあいだに急速に広まった。	前年の1542(天文11)年とする説もある。	本文:1543(天文12)年 註:1542(天文11)年とする説もある	ポルトガル人	中国商人の船	1543年
3 日探703 精選日本史探究	実教出版	2023	98-99	ポルトガル人は、鉄砲・火薬、中国からの生糸などを運んで九州各地に来航し、日本の銀と交換した。(中略)また、ポルトガル商人が種子島に伝えた鉄砲*の製造技術は、堺や紀伊の根来、近江の国友などにひろまった。その後、戦国大名の間にも鉄砲が普及し、各地の戦闘で使用されるようになった。	1543年、中国の倭寇王直の船のついで、種子島に漂着したポルトガル商人が、鉄砲を伝えたといわれる。ただし、年代については1542年とする説もあり、倭寇によって東南アジア・琉球を経由して伝わったとする説もある。	本文:なし 註:1543年説・1542年説	ポルトガル人	註)中国の倭寇王直の船	1543年
4 日探702 日本史探究	実教出版	2023	145	1543(天文12)年、ポルトガル人をのせた中国船が、南西諸島の種子島に漂着し*、ヨーロッパ人による日本進出がはじまった。領主の種子島時堯はポルトガル人のもつ鉄砲を買い求め、家臣らにその製法を学ばせた。*新しい武器、家臣らにその製法を学ばせた。鉄砲はやがて和泉の堺や近江の国友、紀伊の根来などでも製造され、戦国大名の間に急速に普及した。これにより、鉄砲は戦国騒乱の日本にたちまち普及した。和泉の堺は、足軽による鉄砲隊を組織し、築城術に工夫を加え、戦術に大きな変更をおこなった。	1542年とする説もある。漂着した中国船は、後期倭寇の王直の船であったとされている。  鉄砲の製造技術は急速に日本各地に広まった。和泉の堺、紀伊の根来・雑賀、近江の国友などが製造地として知られている。	本文:1543年 註:1542年とする説もある	ポルトガル人 註)ポルトガル商人	中国船	1543年(一説に1542年)
5 日探701 日本史探究	東京書籍	2023	125	1543(天文12)年、後期倭寇の船*が、種子島に来航した。領主の種子島時堯は、乗船していたポルトガル人から鉄砲2挺を購入し、家臣にその使用法と製造法を学ばせた。鉄砲はやがて和泉の堺や近江の国友、紀伊の根来などでも製造され、戦国大名の間に急速に普及した。これにより、それまでの戦闘方法や築城技術に大きな変化が生じ、国内統一の動きも促進された。	後期倭寇の頭目、明の海商でもあった王直の船と考えられる	本文:1543(天文12)年	ポルトガル人	後期倭寇の船	1543年
6 日探704 高等学校日本史探究 新視点による日本通史とアンソロジー	清水書院	2023	98-99	1542年、種子島に中国船が漂着し*、領主種子島時堯は乗船していたポルトガル人から2挺の鉄砲を購入し、家臣にその用法と製法を学ばせた。その技術は和泉の堺、紀伊の根来をへて全国に伝わり、足軽鉄砲隊や城壁など戦術や築城法をかえ、近江の国友、紀伊の雑賀などの産地も生まれた。	1543年との説もある。	本文:1542年 註:1543年との説もある	ポルトガル人	中国船	1542年
7 日探707 高等学校日本史探究	第一学習社	2023	110	1543(天文12)年、ポルトガル人を乗せた倭寇の船が種子島に漂着した*。このとき、島の領主種子島時堯は鉄砲2挺を買い求めるとともに、家臣にその製法を学ばせた。鉄砲の製法は交易を通じて近畿地方に伝わり、紀伊の根来や近江の国友、道明船の発着する国際貿易港で、自給都市としてヨーロッパに紹介された堺でも生産されるようになった。国産化に成功したことで、この新しく強力な兵器は戦国時代の日本に急速に普及し、戦術や築城法に大きな影響を与えた。	1542年という説もある  火縄銃:1543年、種子島に漂着したポルトガル人から種子島時堯が買い求めた火縄銃は、種子島統とよばれた。	本文:1543(天文12)年 註:1542年という説もある	ポルトガル人	倭寇の船	1543年

れを位置付けていること、そして執筆者が変わったことが考えられる<sup>29)</sup>。

次に鉄砲伝来の年次について。これについては前述の通り、日本側の史料「鉄砲記」が天文12年(1543)とし、ヨーロッパの資料には1542年としているものがある。以前は、註などで1542年説にふれている教科書がいくつか見られたものの、1543年としているものがほとんどであった。ところが、近年の研究成果を踏まえ、教科書本文で1542年説を記すものもでてきている。そのあたりについて、2018年度から使用の「日本史B」の教科書8点の記述をまとめた表3、最新の「日本史探究」の教科書7点の記述をまとめた表4を、見ることにしよう<sup>30)</sup>。

表3によれば、「日本史B」の教科書8点のうち、本文で1543年としているものは6点（うち1点は1543年ころ。また註で1542年説にふれたものが2点）、本文で1542年としているものが2点（1点は「おそらく1542年」。2点とも註で1543年説を記述）ある。また、表4では、「日本史探究」の教科書7点のうち、本文で1543年としているものが5点（このうち4点が註で1542年説を記述）、本文で1542年とするものは1点（註で1543年説を記述）、本文では年を明記せず、註で1543年説と1542年説を記しているのが1点である。「日本史B」から「日本史探究」になって、本文の記述で1542年説を記すものは減ったが、註を合わせると、1542年説の記述が増えていることがうかがえる。

続いて、鉄砲を伝えた船と人については、ほぼ中国船に乗ったポルトガル人となっており、その中国船については倭寇の船など詳しく述べているものも多い。近年、鉄砲伝来について倭寇を強調する見解も見られる<sup>31)</sup>。背景に倭寇の活動があることは確かだとしても、伝えた主体はやはりポルトガル人と考えるべきであろう。

ともあれ、近年の「日本史B」、最新の「日本史探究」の教科書における1542年説の広がり、先に述べた研究の進展の結果とあってよいであろう。

### 3 「惣無事令」について

「惣無事令」とは、豊臣秀吉が、戦国大名間の戦いを私戦として禁じ、裁定を豊臣政権に委ねるよう命じたものとされる。その権限根拠は秀吉が関白となったことにあり、その背後に天皇權威がある。

この「惣無事令」については、藤井譲治氏が2010年、研究動向をまとめたうえで、史料に即した批判を行っている<sup>32)</sup>。そして「惣無事令」の教科書での記述についても、『詳説日本史』（山川出版社）の例をあげ、述べている<sup>33)</sup>。ここでは、この藤井氏の成果を踏まえ、まず「惣無事令」の研究動向を確認しつつ、高校日本史教科書における「惣無事令」記述を、他の教科書会社の教科書も含め、見ることにする。

#### (1) 「惣無事令」に関する研究動向<sup>34)</sup>

「惣無事令」は、藤木久志氏が1978年に発表した論文を嚆矢とし、その後関連する成果を次々に発表し、それらを著書『豊臣平和令と戦国社会』にまとめた<sup>35)</sup>。同書は、それまでの「明るい中世から暗い近世へ」・「自由な中世から不自由な（制約・統制の強い）近世へ」という見方に対して、「惣無事令」を豊臣政権の政策基調とし、「自力で過酷な中世の世界から平和で秩序ある近世の世界へ」という道筋のなかに、大名間の私戦禁止（狭義の「惣無事令」）、村落間争論の禁止（喧嘩停止令）、民衆の平和（刀狩令）、海の平和を目指す海賊停止（取締）令を位置づけ、全体で「豊臣平和令」（広義の「惣無事令」）と考えたのである（「」の文は筆者のまとめ）。

この藤木説は、豊臣政権に関する見方についても大きく変更を迫るものであった。それまで豊臣政権は、「検地の竿」と「鉄砲」という2つの強力な武器で天下を統一し<sup>36)</sup>、朝鮮侵略まで行ったという「武」・「力づく」のイメージで語られることが多かったが、それを「平和」ととらえる見方は、それがいわゆる「豊臣の平和」（豊臣の力のもとに成り立つ平和）を意味するものであっても、違和感をもたれた。それでも、この「惣無事令」は学界のなかでそれなりに評価され、後述の通り、高校日本史の教科書にも登場するようになった。

しかし、藤木氏の「惣無事令」については、その後実証面を含めた批判が出ている。藤木氏が最初に注目した、年が記されていない「十二月三日」付けの秀吉直書（戦国時代や織豊期は年が記されていない史料が少なくない）をめぐって、藤木氏が推定した天正15年（1583）は誤っており、天正14年（1582）ではないかとする説が出た。また藤木氏が天正14年（1582）と考えた、こちらも年が記されていない「四月十九日」付けの秀吉直書についても、政治状況を踏まえると、天正11年（1579）ではないかという説が出された。それらを踏まえ、藤井譲治氏は、藤木氏が「惣無事令」としたものは、秀吉の政策基調による法令ではなく、個別案件に関する関係者（紛争当事者ではない）への指示であり、また地域性（東国）を踏まえて出されたものとし、「惣無事令」はなかったと結論づけた。そして、「惣無事」という史料用語に基づく、秀吉の天下統一の過程のなかでの再解釈、豊臣政権の歴史的 position の説明を今後の課題としてあげている。

## (2) 「惣無事令」に関する高校日本史教科書の記述

「惣無事令」の高校日本史教科書への掲載については、2006年に三鬼清一郎氏が批判的に取り上げ<sup>37)</sup>、その後藤井譲治氏が2020年の著書で、『詳説日本史』（山川出版社）を題材に、最初に登場した1997年版、2006年版、2012年版（藤井氏は検定年度で記述）の教科書記述を紹介しながら、内容に変化があることも指摘している<sup>38)</sup>。では、ほかの教科書ではどうだろうか。

まず、その目安として、前述の『日本史用語集』（山川出版社）を見てみよう（表5）。

表5：全国歴史教育研究協議会編『日本史用語集』（山川出版社）に見る「惣無事令」の教科書頻度

教科書使用年度	(1965)	(1968)	(1975)	(1983)	(1988)	1994	(1999)	2003	2008	2014	2018	2023
発行点数	20点	20点	13点	15点	19点	B19点	B19点	B11点	B11点	B8点	B8点	探究7点
頻度	0点	0点	0点	0点	0点	9点	9点	9点	11点	7点	7点	4点
ページ						107	124	142	144	146	146	145
所有本の発行年	1966	1971	1980	1987	1992	1995	2002	2006	2009	2014	2018	2023

備考：（ ）は現行と書いているところからの推定。（1999）は「1994.4」と明らかに誤っているので、発行年から推定した。

これによれば、平成6年（1994）の教科書19点のうち9点に「惣無事令」（ほかに「関東惣無事令」が2点・「関東・奥惣無事令」が1点）が登場している。実際あらためて、『詳説日本史』を見てみると、藤井氏が最初に登場したと指摘した1997年版の前の版（教科書記号・番号：日B519。1993年検定・1994～98年に使用）にも、「惣無事」は登場する（p.155。藤井氏の引用した1997年版は、この1993年版の改訂版であり、記述も同じ）。それでは、それ以前の教科

書にはまったく登場しないのだろうか。実は、教科書図書館などで現物調査したところ、最も早く掲載されているのは、三省堂の『詳解日本史』（日史047。平成元年（1989）検定。平成2年（1990）年発行）である。著作者から推測すると、池上裕子氏・伊藤喜良氏、あるいは深谷克己氏あたりがいち早く教科書に取り入れたのではないかと思う。以下、引用する（pp.123～124）。

（前後略）四国に支配権をおよぼした。さらに朝廷に接近して関白に任じられ、翌年（1584年：報告者補足）太政大臣となり豊臣の姓をあたえられた。秀吉はこの地位を利用して戦国大名間の戦いを私戦として禁止し、太平の世を実現するという大義名分のもとに各地に停戦命令（惣無事令）を発して全国をおさえた。

さらに、同書には、多賀谷修理進あての十二月三日付（同書では1587年に比定）の秀吉直書を「惣無事令」として史料引用までしているのである。これがその当時、話題になったかは知らないが、執筆者の積極性が感じられる。なお、同書の指導資料<sup>39)</sup>（教師用指導書）にはさらに「＜歴史像をふかめよう＞惣無事令」という丁寧な解説があり、参考となる本として、藤木久志『日本の歴史15』（小学館、1975年）、藤木久志『豊臣平和令と戦国社会』（東京大学出版会、1985年）があがっている。

この教科書を最初に、表5にみられるように、1994年使用の教科書では半分くらいに、1999年使用の教科書ではすべてに「惣無事令」が登場した。しかも教科書での扱いは「太字」が多い。

もう1点、「惣無事令」を「歴史のまど」というコラムの形で大きく取り上げたものとして、実教出版の『高校日本史B』（日B556。平成6年（1994）検定。平成7年（1995）発行）を紹介しよう（p.94）。

秀吉の惣無事令（前略）1585（天正13）年、秀吉は、九州で交戦中の島津・大友・毛利の3大名に対して命令をくださった。「わたしは、奥州のはてまで天下統一すべき勅命を受けている。九州での戦国大名間の領土争いは、追って裁判により解決するから、停戦せよ。この天皇の命令を拒否するものは成敗する」

この秀吉の停戦令「惣無事令」を受け入れなかった島津氏は討伐され、1587（天正15）年、九州が平定された。1590（天正18）年の北関東の領土争いでも、秀吉の停戦令を無視した北条氏が滅ぼされ、関東・東北が平定され、秀吉の全国統一が実現した。

この教科書にはさらに、註で惣無事令の補足説明があり、また同書の指導資料でも、「近年関白に就任した秀吉による惣無事令の発令が明らかになり、豊臣政権のとらえなおしが進んでいる」ことの指摘、秀吉の8年での全国統一実現の背景に「伝統的な公権を利用しつつ、戦乱の時代を終わらせる平和」の道の提示があったことをあげ、さらに「学会（ママ）の争点」として、「豊臣平和令をめぐる」とする近年の議論を解説している<sup>40)</sup>。

では、藤井譲治氏をはじめ「惣無事令」に疑義が出されて以降の高校日本史教科書の記述はどうなっているだろうか<sup>41)</sup>。

2018年以降使用の「日本史B」の教科書8点をあらためて見ると、天皇の命令・私戦禁止・停戦などの記述はあるが、「惣無事令」が太字になっているものはわずか3点（日B302明成社、日B311実教出版、日B315山川出版社）で、「惣無事令」という語句が登場しないもの2点（日B310東京書籍、日B313清水書院）、本文には登場するが太字ではないもの1点（日B312実教出版）、註で登場するものが2点（日B309山川出版社、日B314山川出版社）である。

さらに最新の「日本史探究」の教科書7点についてみると、やはり天皇の命令・私戦禁止・停戦などの記述はあるものの、「惣無事令」という語句が登場しないものが4点（日探701東京書籍、日探704清水書院、日探705山川出版社、日探706山川出版社）、註で登場するもの2点（日探702実教出版、日探703実教出版）、「惣無事」としているもの1点（日探707第一学習社）と、ほとんど見られなくなってしまった。

まさに研究状況が教科書に反映した結果といえそうである。

#### 4 江戸時代の天皇・朝廷について

##### (1) 江戸時代の天皇・朝廷に関する研究動向<sup>42)</sup>

近世の天皇・朝廷については、他の時代に比べ、政治的・文化的に目立った動きがないと思われていたこともあり、戦後～1960年代頃まではあまり研究が見られなかった。しかし、教科書検定における「江戸時代の天皇は「君主」である」という指摘<sup>43)</sup>、幕藩制国家論のなか天皇の役割を考える必要性から、1970年代頃から研究が徐々に進められた。

まずは江戸幕府と朝廷の関係（朝幕関係）に関する研究が深められ<sup>44)</sup>、さらに朝廷の内部構造などについても研究が進められた<sup>45)</sup>。その成果をわかりやすくまとめた本も、近年いくつか出版され<sup>46)</sup>、史料の公開・刊行とあいまって<sup>47)</sup>、江戸時代の天皇・朝廷研究は現在最も研究が盛んな分野といっても過言ではない。ただし、江戸時代の天皇・朝廷について文化面の研究は、それほど活発ではないと筆者は考えている。

##### (2) 江戸時代の天皇・朝廷に関する高校日本史教科書の記述

では次に、江戸時代の天皇・朝廷に関する教科書記述について見ることにする。ここでもまずは、前述の『日本史用語集』（山川出版社）から、江戸時代の天皇・朝廷の事項に関する教科書頻度を見ることにする（表6）。

まず、江戸初期の3項目の制度について見ると、「禁中並公家諸法度」は早くから知られており、ほとんどの教科書に登場しているが、「武家伝奏」や「禁裏御料」は、研究の進展に応じて、掲載教科書が増えている。江戸時代前期の事項については、後水尾天皇でさえ、昭和40年（1960）では、それほど多くの教科書に登場していなかったが、近年ではほとんどの教科書に登場している。これも研究の深化によるものであろう。

表6：全国歴史教育研究協議会編『日本史用語集』（山川出版社）に見る江戸時代の天皇・朝廷関係事項の頻度

教科書使用年度	(1965)	(1968)	(1975)	(1983)	(1988)	1994	(1999)	2003	2008	2014	2018	2023
所有本の発行年	1966	1971	1980	1987	1992	1995	2002	2006	2009	2014	2018	2023
発行点数	20点	20点	13点	15点	19点	B19点	B19点	B11点	B11点	B8点	B8点	探究7点
禁中並公家諸法度	20/20	20/20	13/13	14/15	18/19	19/19	19/19	11/11	11/11	8/8	8/8	7/7
武家伝奏	1/20	1/20	1/13	2/15	3/19	7/19	7/19	7/11	8/11	7/8	7/8	5/7
禁裏御料	4/20	4/20	2/13	5/15	6/19	11/19	11/19	8/11	8/11	7/8	7/8	4/7
八条宮智仁親王	7/20	7/20	4/13	10/15	13/19	9/19	9/19	8/11	8/11	5/8	5/8	4/7
桂離宮	19/20	19/20	12/13	14/15	17/19	18/19	18/19	11/11	11/11	8/8	8/8	6/7
後水尾天皇	6/20	6/20	2/13	2/15	6/19	11/19	11/19	8/11	8/11	7/8	7/8	7/7
徳川和子	2/20	2/20	2/13	2/15	4/19	6/19	6/19	6/11	7/11	6/8	6/8	5/7
紫衣事件	5/20	5/20	3/13	3/15	6/19	13/19	13/19	5/11	7/11	6/8	6/8	4/7
修学院離宮	4/20	4/20	4/13	7/15	11/19	14/19	14/19	7/11	6/11	4/8	4/8	2/7
明正天皇	0	0	1/13	1/15	2/19	5/19	5/19	8/11	8/11	6/8	6/8	6/7
後光明天皇	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
後西天皇	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
靈元天皇	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2/8	2/8	1/7
東山天皇	0	0	1/13	0	0	1/19	1/19	1/11	1/11	1/8	1/8	0
閑院宮家	11/20	11/20	5/13	9/15	14/19	14/19	14/19	9/11	9/11	7/8	7/8	7/7
中御門天皇	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
桜町天皇	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
桃園天皇	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1/8	1/8	1/7
宝暦事件	16/20	16/20	11/13	12/15	16/19	16/19	16/19	9/11	9/11	8/8	8/8	5/7
明和事件	16/20	16/20	11/13	12/15	16/19	16/19	16/19	9/11	9/11	8/8	8/8	5/7
後桜町天皇	0	0	0	0	0	1/19	1/19	1/11	2/11	2/8	2/8	3/7
後桃園天皇	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1/8	1/8	3/7
典仁親王	0	0	1/13	1/15	1/19	3/19	3/19	3/11	5/11	5/8	6/8	6/7
光格天皇	0	0	1/13	2/15	1/19	4/19	4/19	7/11	7/11	8/8	8/8	6/7
尊号一(事)件	0	0	0	0	1/19	3/19	3/19	6/11	6/11	8/8	8/8	6/7
仁孝天皇	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
孝明天皇	20/20	20/20	13/13	15/15	19/19	18/19	18/19	11/11	11/11	8/8	8/8	7/7
和宮	20/20	20/20	13/13	15/15	19/19	19/19	19/19	11/11	11/11	8/8	8/8	7/7
尊王攘夷論	20/20	20/20	13/13	15/15	15/19	19/19	19/19	10/11	10/11	7/8	6/8	5/7
公武合体(論)	20/20	20/20	13/13	15/15	19/19	19/19	19/19	11/11	11/11	7/8	6/8	7/7

備考：( )は現行と書いているところからの推定。(1999)は「1994.4」と明らかに誤っているので、発行年から推定した。

前期でほかに多いのは、桂離宮（それを造りはじめたのが八条宮智仁親王）である。しかし、過去の教科書での取り扱いを見ていくと、桂離宮は、以前は桃山文化のなかで（その展開として）扱われており、その後元禄文化のなかで（前段階の状況として）描かれてきており、さらにその後は江戸初期の文化として独立して登場している<sup>48)</sup>。これは、林屋辰三郎氏・熊倉功夫氏らが提起した「寛永文化論」の反映（学説の定着などによるもの）といえよう<sup>49)</sup>。

次に、近世中期の天皇はほとんど教科書に登場しない。現在の皇室にもつながる閑院宮家の設立、尊王思想と関わる宝暦事件・明和事件などは頻度が大きい。そして近年注目されているのが光格天皇である。父親である典仁親王に太上天皇（上皇）を与えたいと幕府に強く申し入れたこと（尊号一（事）件）、天明の飢饉における京都での対応について幕府に救済の意見を述べたこと、天明の大火後の御所の古式での造営など、朝廷権威の上昇に関する積極的な動きが解明された<sup>50)</sup> ことによって、関連する事項も含め、教科書への登場頻度が上昇している。

幕末については、孝明天皇・皇女和宮・尊王攘夷論、公武合体（論）など、早い時期から多

くの教科書に登場している。幕末の天皇の上昇は、早くから知られていたことだからであろう。

以上、簡単ながら、江戸時代の天皇・朝廷関係事項の教科書への登場頻度が、研究の進展によって増加してきていることが確認できた。

## おわりに

本稿では、歴史研究の進展のなかで、教科書記述がどう変わってきたかについて、最初に第二次世界大戦後の教科としての高校「日本史」の変遷をみたくうえで、鉄砲伝来、豊臣「惣無事令」、江戸時代の天皇・朝廷を事例に分析してきた。教科書は基本的には学習指導要領を踏まえて執筆されているが、学習指導要領も研究の進展を踏まえている点、そして社会状況を反映している点がある。教科書記述の在り方と変化については、全体的には研究動向を反映していること、そのなかで、執筆者の研究動向や研究成果の理解により、新たな見解の取り入れ方、記述の仕方に違いが生じていると推察した。最後に、現場の教師も教科書記述の背景にある研究動向を押さえてほしいということ述べ、本稿のむすびとしたい。

## 註

- 1) この点に関する近年の図書（戦前の教科書との比較は除く）として、次のものがある。  
高橋秀樹・三谷芳幸・村瀬信一『ここまで変わった日本史教科書』（吉川弘文館、2016年）  
濱田浩一郎『昔とはここまで違う! 歴史教科書の新常識』（彩図社、2016年）  
山本博文（監修）『こんなに変わった! 日本史教科書』（宝島社、2017年）  
河合敦『もうすぐ変わる日本史の教科書-“常識”を塗りかえる新しい定説が続々-』（KAWADE夢文庫、2017年）  
歴史科学協議会編『知っておきたい歴史の新常識』（勉誠出版、2017年）  
現代教育調査班編『こんなに変わった! 小中高・教科書の新常識』（青春新書プレイブックス、2018年）  
河合敦『逆転した日本史～聖徳太子、坂本龍馬、鎖国が教科書から消える～』（扶桑社新書、2018年）  
歴史ミステリー研究会編『昔の教科書とはこれだけ変わった! 日本史の新常識』（彩図社、2020年）  
河合敦『教科書の常識がくつがえる! 最新の日本史』（青春新書インテリジェンス、2021年）  
浮世博史『古代・中世・近世・近代 これまでの常識が覆る! 日本史の新事実70』（世界文化社、2022年）  
また、テレビ番組でも時々このような企画があり、筆者も2019年2月10日放送の「ロザンの未来皮ザン用」（読売テレビ）に、教科書記述の変化について取材を受け、インタビュー録画で出演したことがある。
- 2) 浮世博史前掲（註1）著書pp.23～27
- 3) 学習指導要領については、最近のものは文部科学省のホームページ（[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/new-cs/index.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/index.htm)）で、古いものは国立教育政策研究所のホームページの「学習指導要領の一覧」（<https://erid.nier.go.jp/guideline.html>）で見ることができる。
- 4) 公益財団法人教科書研究センターの教科書図書館（[https://textbook-rc.or.jp/library\\_jp/](https://textbook-rc.or.jp/library_jp/)）には、戦後の高校日本史教科書を多く所蔵しているほか、「教科書目録情報データベース」（<https://textbook-rc>

- or.jp/search/)をはじめ、有用な情報をいろいろ発信している。
- 5) 「新制高等学校の教科課程に関する件」(昭和22年4月7日。発学第156号)(<https://erid.nier.go.jp/files/COFS/s22hex/s22hex.htm>)
  - 6) 「新制高等学校教科課程の改正について」(昭和23年10月11日。発学第448号)(<https://erid.nier.go.jp/files/COFS/s23h/s23h.htm>)、文部省「中学校・高等学校学習指導要領 社会科編III (a)日本史 (b)世界史 (試案)改訂版」(昭和26年(1951)改訂)
  - 7) 教科書については、文部科学省のホームページの「教科書」([https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/kyoukasho/main3\\_a2.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoukasho/main3_a2.htm))及び、一般社団法人教科書協会のホームページ(<https://www.textbook.or.jp/index.html>)も参照。以下の戦後の教科書制度・検定については、後者の教科書制度「Q & A」の20(3)戦後の教科書制度」(<https://www.textbook.or.jp/question/answer/a20.pdf>)に詳しい。
  - 8) 前掲(註4)の教科書図書館の「教科書目録情報データベース」の検索結果による。
  - 9) 文部省「高等学校学習指導要領 社会科編 昭和31年度改訂版」(<https://erid.nier.go.jp/files/COFS/s31hs/index.htm>)
  - 10) 文部省「高等学校学習指導要領 (昭和35年10月施行)」(<https://erid.nier.go.jp/files/COFS/s35h/index.htm>)
  - 11) 前掲(註4)の教科書図書館の「教科書目録情報データベース」の検索結果による。
  - 12) 文部省「高等学校学習指導要領 (昭和48年4月施行)」(<https://erid.nier.go.jp/files/COFS/s45h/index.htm>)。
  - 13) 文部省「高等学校学習指導要領 (昭和57年4月施行)」(<https://erid.nier.go.jp/files/COFS/s53h/index.htm>)
  - 14) 文部省「高等学校学習指導要領 (平成6年4月施行)」(<https://erid.nier.go.jp/files/COFS/h01h/index.htm>)
  - 15) 前掲(註4)の教科書図書館の「教科書目録情報データベース」の検索結果による。
  - 16) 文部省「高等学校学習指導要領 (平成15年4月施行)」(<https://erid.nier.go.jp/files/COFS/h10h/index.htm>)。平成15年(2003)年・平成18年(2006)に一部改正している。
  - 17) 文部科学省「平成20.21年改訂 学習指導要領解説等」([https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11473033/www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/new-cs/youryou/index.htm](https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11473033/www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/youryou/index.htm))など。
  - 18) 最新の学習指導要領については、文部科学省「学習指導要領」([https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/new-cs/1383986.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/1383986.htm))参照。
  - 19) 以下は、宇田川武久『真説 鉄砲伝来』(平凡社新書、2006年)、同『鉄砲伝来の実像』(国立歴史民俗博物館・宇田川武久編『鉄砲伝来の日本史—火縄銃からライフルまで—』<歴博フォーラム>吉川弘文館、2007年)など参照。先駆的な研究としては、長沼賢海氏・有馬成甫氏・所莊吉氏などによるものがある。
  - 20) 宇田川武久『鉄砲伝来—兵器が語る近世の誕生—』(中公新書、1990年。講談社学術文庫として2013年に刊行)、洞富雄『鉄砲—伝来とその影響—』(思文閣出版、1991年)、葉山禎作「鉄砲の伝来とその波紋」(同編『生産の技術』<日本の近世4>中央公論新社、1992年)など。
  - 21) 宇田川武久前掲(註19)著書・論文など。
  - 22) 朝尾直弘「鎖国制の成立」(同『將軍権力の創出』岩波書店、1994年。著作集第3巻、岩波書店、2004年。初出、1970年)、同『鎖国』<日本の歴史17>(小学館、1975年。著作集第4巻、岩波書店、2004年)など。
  - 23) 村井章介「鉄砲伝来再考」(同『日本中世境界史論』岩波書店、2013年。初出1997年)

- 24) 清水紘一『日欧交渉の起源—鉄砲伝来とザビエルの日本開教—』（岩田書院、2009年）の第2部に収録された諸論文（初出は2006年）
- 25) 中島楽章「鉄砲伝来と倭寇」（荒野泰典他編『地球的世界の成立』＜日本の対外関係5＞吉川弘文館、2013年）
- 26) 伊川健二「鉄砲伝来の史料と論点（上・下）」（『銃砲史研究』361・362、2008・09年）、同「鉄砲伝来伝説の系譜」（宇田川武久編『日本銃砲の歴史と技術』雄山閣、2013年）。
- 27) 村井章介「鉄砲伝来研究の現在」（村井章介前掲（註23）著書、収録）、宇田川武久「ふたたび鉄砲伝来論—村井章介氏の批判に答える—」（『国立歴史民俗博物館研究報告』190、2015年）、村井章介「鉄砲伝来と倭寇勢力—宇田川武久氏との討論—」（『国立歴史民俗博物館研究報告』201、2016年）など。なお、関周一「鉄砲の生産技術の伝来」（同『中世の唐物と伝来技術』吉川弘文館、2015年）は、鉄砲製造の技術や材料にも注目した検討を行っている。
- 28) たとえば自由書房の教科書日B521（平成5年（1993）年検定）、同日B563（平成6年（1994）検定）、後者を受け継いだ桐原書店の日B563、桐原書店の別の教科書の日B587（平成9年（1997）検定）、日B011（平成15年（2003）検定）などが、中世の終わりに、ヨーロッパ人との出会い（鉄砲伝来・キリスト教伝来）を載せている。
- 29) 新日本史（山川出版社）は、平成15年（2003）検定のものより、中世が久留島典子氏・近世が藤田覚氏の執筆となり、この時からずっと（日B010、日B018、日B307、日B315）、ヨーロッパとの出会いについては中世の終わりに、また鉄砲伝来の年次も、村井章介氏らの研究を取り入れ、「おそらく1542年」と本文に記している。なお、久留島氏も藤田氏も最新の「日本史探究」の教科書は執筆していないようである。
- 30) ここでの主な参考資料は、註3にあげたものである。（<https://erid.nier.go.jp/files/COFS/s23h/s23h.htm>）
- 31) 宇田川武久前掲（註19・註27）の著書・論文など。
- 32) 藤井讓治「「惣無事令」はあれど、「惣無事令」はなし」（『史林』93-3、2010年。のち、同『近世初期政治史研究』（岩波書店、2022年）に収録）
- 33) 藤井讓治「「惣無事令」はなかった」（同『天下人秀吉の時代』＜日本歴史 私の最新講義＞（敬文舎、2020年）の第四講の「はじめに」（pp.104・105）
- 34) この（1）は、藤井讓治前掲（註33）「「惣無事令」はなかった」に大きく依拠している。そのなかでも紹介されている、行論に関わる論文を、収録された著書を中心にあげる。
  - ・立花京子「秀吉の天下静謐令」（『戦国史研究』25、1993年）
  - ・粟野俊之『織豊政権と東国大名』（吉川弘文館、2001年）
  - ・藤田達生『日本近世国家成立史の研究』（校倉書房、2001年）
  - ・小林清治『奥羽仕置と豊臣政権』（吉川弘文館、2003年）
  - ・竹井英文『織豊政権と東国社会—「惣無事令」論を越えて—』（吉川弘文館、2012年）
  - ・戸谷穂高『東国の政治秩序と豊臣政権』（吉川弘文館、2023年）このように藤木氏の「惣無事令」に関わるものは、著書だけでも沢山あり、本来はそれぞれにコメントを付して紹介すべきかもしれないが、本稿のねらいは必ずしもそこにはない。査読でいただいた網野善彦氏の中世史や社会史、朝尾直弘「豊臣政権論」（朝尾前掲（註22）『將軍権力の創出』所収。初出1963年）との関係なども含め、将来の検討課題としたい。なお、筆者の豊臣「惣無事令」に関わる論稿として次のものがある。「豊臣政権と奥羽の領主—中小領主の動向を中心に—」（『歴史』76、1991年）

- 「戸沢氏関係史料のなかの豊臣惣無事令」（『東北近世史』18、1993年）
- 35) 藤木氏の「惣無事令」に関する成果は、著書『豊臣平和令と戦国社会』（東京大学出版会、1985年）にはほぼ収録されている。同書刊行後のものとしては、「東国惣無事令の初令」（『かみくいむし』60、1986年）やいくつかの辞書への記載がある。また、藤木氏が亡くなった後、氏の業績を紹介・検討したものとして、稲葉継陽・清水克行編『村と民衆の戦国史 藤木久志の歴史学』〈アジア遊学276〉（勉誠出版、2022年）が出版された。
- 36) このフレーズは、山口啓二「豊臣政権の構造」（同『幕藩制成立史の研究』校倉書房、1974年、p.41。初出、1964年）に登場し、「際限なき軍役」などととも、豊臣政権の特徴を示す言葉として位置づけられてきた（「豊臣秀吉」（『改訂新版 世界大百科事典』平凡社、コトバンク（<https://kotobank.jp/>）（三鬼清一郎氏執筆）など。
- 37) 三鬼清一郎「惣無事令について」（『日本史の研究』212、2006年。同『豊臣政権の法と朝鮮出兵』青史出版、2012年、収録）。著書で加筆された補注（pp.345～348）では、藤井前掲（註32）論文にもふれつつ、「惣無事令」を教科書に載せることについてあらためて批判している。なお、三鬼氏は「惣無事令」についての 史料的批判を早くから行っている（「藤木久志著『豊臣平和令と戦国社会』（書評と紹介）（『日本史研究』280、1985年）
- 38) 藤井讓治前掲（註33）論文。
- 39) 青木美智男・深谷克己ほか『詳解日本史 指導資料』（三省堂、1990年）。池上裕子氏・伊藤喜良氏・深谷克己氏など、教科書執筆者がこの指導資料を書いている。筆者は教科書図書館所蔵のものを利用した。
- 40) （代表）宮原武夫・石山久男『高校日本史B 指導資料』（実教出版、1996年）pp.164～166。豊臣政権研究者では北島万次氏が名を連ねているが、藤木氏は意見が大きく異なるように思うので、直接の執筆は別の方かもしれない。この資料も、教科書図書館所蔵のものを利用した。
- 41) 以下の記述は、『日本史用語集』の頻度と若干の齟齬があるが、実際の教科書を見ての分析である。
- 42) 近世の天皇・朝廷の研究動向をまとめたものとして、久保貴子『近世の朝廷運営—朝幕関係の展開—』（岩田書院、1998年）の序章、田中暁龍『近世前期朝幕関係の研究』（吉川弘文館、2011年）の序章、山口和夫『近世日本政治史と朝廷』（吉川弘文館、2018年）の序章などを参照。
- 43) この点は、家永教科書訴訟で論点になった。落合延孝「歴史教科書における天皇の叙述」（『歴史評論』314、1976年）、三鬼清一郎「江戸時代の天皇の地位」（安在邦夫・加藤友康・三宅明正・安田浩編『法廷に立つ歴史学』大月書店、1993年）など参照。なお、山口和夫前掲（註42）著書の序章も参照。
- 44) 久保貴子前掲（註42）著書、田中暁龍前掲（註42）著書、村和明『近世の朝廷制度と朝幕関係』（東京大学出版会、2013年）など。
- 45) 松澤克行「近世の公家社会」（『岩波講座日本歴史』12〈近世3〉岩波書店、2014年）、高埜利彦編『朝廷をとりまく人びと』〈身分的周縁と近世社会8〉（吉川弘文館、2007年）など。
- 46) 高埜利彦『江戸幕府と朝廷』〈日本史リブレット〉（山川出版社、2001年）、藤井讓治『天皇と天下人』〈天皇の歴史5〉（講談社、2011年。講談社学術文庫、2018年）、藤田覚『幕末の天皇』（講談社選書メチエ、1994年。講談社学術文庫、2013年）、藤田覚『江戸時代の天皇』〈天皇の歴史6〉（講談社、2011年。講談社学術文庫、2018年）など。
- 47) 『天皇皇族実録』全136巻（ゆまに書房、2005～17年）、『四親王家実録』全57巻（ゆまに書房、2015～20年）など。前者の近世の部分は、東京大学史料編纂所の近世編年データベースで検索・閲覧できる。
- 48) たとえば、『詳説日本史』（山川出版社）で桂離宮は、昭和35年（1960）度から使用の高社10-1090では桃山文化のなかで、昭和40年（1965）度から使用の日史014や昭和53年（1978）度から使用の日史

404では元禄文化のなかで、昭和56年（1981）度から使用の日史433以降は江戸初期の文化のなかで扱われている。

- 49) 林屋辰三郎「寛永文化論」(同『中世文化の基調』岩波書店、1953年)、熊倉功夫『後水尾院』(朝日新聞社、のち『後水尾天皇』と改題して、岩波現代ライブラリー、1994年。さらに、中公文庫、2010年)。同『寛永文化の研究』(吉川弘文館、1988年。増補・再編集したものとして、同著作集第5巻(思文閣出版2017年))。冷泉為人監修、岡佳子・岩間香編『寛永文化のネットワーク―『隔莫記』の世界―』(思文閣出版、1998年)など。
- 50) 藤田覚前掲(註46)『幕末の天皇』、同『光格天皇』<ミネルヴァ日本評伝選>(ミネルヴァ書房、2018年)など。

(付記)

調査にあたっては、公益財団法人教科書研究センターの教科書図書館に特にお世話になった。記して謝意を表したい。

本稿脱稿後、本学日本文化研究所の月例研究会で報告の機会を得、ご意見をいただくことができました。査読での意見も含め、可能な範囲で、加筆・修正を行った。

本稿は科学研究費補助金基盤研究(C)23K00827「近世朝廷の文化活動と交流に関する基礎的研究」(代表者：若松正志)の成果の一部である。